

栃木市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成26年10月16日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 千 葉 正 弘

記

1. 監査の実施日 平成26年10月3日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）  
栃木地区交通安全協会西方支部
3. 監査の方法  
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果  
補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。  
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

栃木地区交通安全協会西方支部は、広く交通安全思想の普及高揚と交通事故防止対策を推進し、あわせて理事相互の親睦を図ることを目的とした団体である。(平成24年4月設立)

栃木地区交通安全協会西方支部では、道路標識・カーブミラー・ガードレールの整備状況の監視による交通安全施設の管理、幼児・児童・生徒への交通安全思想の普及及び啓発の推進、交通安全運動への協力・推進、広報車及びのぼり旗による広報啓発活動等の事業を推進している。

平成25年度においては、春の交通安全県民総ぐるみ運動、秋の交通安全県民総ぐるみ運動、カーブミラー清掃、年末の交通安全運動、栃木警察署管内巡回広報等を実施しており、行政が推進する交通安全施策の実働を担っていることから、協会の果たす役割は重要なものとなっている。

(2) 会計経理について

平成25年度における市からの補助金(150,000円)は、西方地域における交通道德の普及高揚及び交通事故の防止等に努め、地域の交通安全に寄与することを目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、その目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、おおむね適正に処理されていた。

〈平成25年度決算状況〉

収入	1,668,805円
支出	883,853円
差引残額	784,952円

(3) 要望事項について

生活環境課においては、補助事業が適正かつ効率的に執行され、その目的に沿って十分な効果を発揮しているかどうかを判断することが必要であり、市民への透明性を確保するためにも、補助金使途については交通安全対策の推進に向けた効率的な執行が図られるよう、適正な執行確認を実施するよう要望する。

西方地域においては、引き続き、地域における交通安全活動の推進を図り、安全で住みやすいまちづくりの実現に努められるとともに、関係機関との連携により、市の交通安全施策の推進に寄与していただくよう切に願うものである。

(4) 指摘事項について

補助金の交付については、親睦を目的とした研修視察旅行及び過度な

飲食に要する経費や餞別並びに慶弔費及びこれらに類する経費については補助対象経費から除くこと、補助金の所期の目的は現時点での必要性、妥当性、公平性、費用対効果、住民意識の感覚といった視点から評価することとなっており、多額の繰越金を計上している場合は、補助金の減額又は廃止をすると平成27年度予算要求要領でも示されているとおり、当補助金は交通安全の推進に要する経費として交付するものであるから、補助金本来の意義を再認識し、補助対象経費に関して基準を設けるなど透明性の確保に努め、補助金額を精査し、適正な執行をされたい。さらに、安易に繰り越すことのないよう繰越金についても適正な取り扱いをされたい。

また、事務処理については、栃木地区交通安全協会の各支部等により、取扱いが異なっているので、本庁交通防犯課と一体となって、統一的な事務処理及び経理事務を定めた規程等を作成し、健全な財政運営に努められたい。